



平成21年 5月13日

各 位

大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
ダイダン株式会社
代表取締役会長兼社長

菅 谷 節

(東証・大証第一部 コード番号1980)

(問合わせ先)

取締役常務執行役員業務本部長

多 島 剛

TEL (06) 6447-8000

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会におきまして、平成21年6月26日開催予定の当社第80回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は株式等振替制度に一斉移行されたことに伴い、関連する条文の変更を行うものであります。

具体的には、現行定款のうち第8条(株券の発行)を削除するとともに第11条(株式取扱規則)に株主権行使手続を明確化し、さらに、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、第9条(単元未満株主の買増請求)および第12条(株主名簿管理人)について所要の変更を行うとともに、株券喪失登録簿に係る規定について附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は单元未</u> <u>満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>(单元未満株主の買増請求) 第9条 当社の单元未満株式を有する株主(実 質株主を含む。以下同じ。)は、その单元未満 株式の数と併せて单元株式数となる数の株式 を売渡すことを当社に対し請求(以下「買増 し請求」という。)することができる。ただし、 当社が売渡すべき数の自己株式を有しない ときは、この限りではない。 2. 買増し請求をすることができる時期、請求 の方法等については、取締役会の定める株式取 扱規則による。</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱は、法令また は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規 則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定し、これを公 告する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。 以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登 録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名 簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関 する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(削除)</p> <p>(单元未満株主の買増請求) 第8条 当社の单元未満株式を有する株主 は、その单元未満株式の数と併せて单元株式 数となる数の株式を売渡すことを当社に対 して請求(以下「買増し請求」という。)す ることができる。ただし、当社が売渡すべ き数の自己株式を有しないときは、この限り ではない。 2. (現行のとおり)</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第9条 (現行のとおり)</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式に関する取扱および株 主権行使の手続は、法令または本定款のほ か、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって選定し、これを 公告する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿 の作成ならびに備え置きその他の株主名簿 および新株予約権原簿に関する事務は、これ を株主名簿管理人に委託し、当社において はこれを取扱わない。</p>

<p>第13条</p> <p>　　（条文省略）</p> <p>第40条</p> <p>（新設）</p>	<p>第12条</p> <p>　　（条文省略）</p> <p>第39条</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から第3条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日（金）
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日（金）

以上